

九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等	平成十四年	省令第三十号	国債の発行等	財務省告示第三百七十一号
発行価格	発行行	種類	額面金額	払込金額	発行額	募入決定の方法	発行方法	法律及びその根拠	名称及び記号	平成十四年十月四日	第五号	に	第三十七号
額面金額百円につき百円	平成十四年九月二十日	円及び十億円の五種	十萬圓、百萬圓、千萬圓、一億圓	八千九百九十七億圓	額面金額で八千九百九十七億圓	を順次割り当てる。	基準金利との利回り格差を競争に付して行われる入札発行	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に	（第十八回）	告示する。	第十号	関する	昭五十七年大蔵
									財務大臣 塩川 正十郎				

十 利 率

年当たり、各利払期における利  
子計算期間開始日前に行われ  
た、発行から償還までが九年五  
か月超の十年利付国債の直近に  
おける割当額入札の結果に基づ  
き算出された複利回り（以下  
「基準金利」という。）から、〇.  
九五パーセントを控除した率。  
平成十五年三月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十三号において規定  
する期日について同じ。）。

十一 初期利子

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.34}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子として、次の算式により算  
出した金額を支払う。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{\text{基準金利} - 0.95}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三 償還期限  
十四 償還金額  
十五 元利金支

平成二十九年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行の本店、支店、代理店、  
国債代理店及び国債元利金支払

十六 入札参加

取扱店並びに取扱郵便局  
財務大臣から通知を受けた者

十七 払込期日

平成十四年九月二十日